

# ヒルフェ通信(10月号)

## ❁ そっと寄り添いやさしくサポート ❁

「公益社団法人成年後見支援センターヒルフェ」は東京都行政書士会が社会貢献の一環として設立した法人です。



### ◆東京都行政書士会主催 第3回遺言・相続手続・成年後見相談会相談員派遣

9月2日午後1時から午後4時の間、新宿駅西口地下イベント広場におきまして、東京都行政書士会主催「公証人と行政書士による 第3回遺言・相続手続・成年後見 相談会」が開催されました。市民相談センターより相談員の派遣要請を受け、ヒルフェからは江尻理事が相談員として参加いたしました。



新宿駅西口地下イベント広場の前を通行する多くの方に関心を持っていただき、10数か所ある相談ブースがほぼ満席の状態が続きました。相談者の中には成年後見に関する相談をされる方もおられました。



市民相談センターの集計によると相談件数は合計64件もあり、成年後見制度やヒルフェを知っていただく貴重な機会となりました。

### ◆成年後見制度の利用促進法レポート⑦

今年5月施行の利用促進法は、民法を始めとする成年後見関連法の基本法ともいべきもの。その実現を一部具体化する民法等一部改正法(略称「円滑化法」とも)は今年10月にも施行見通し。そこで、今後の展望等をみて本レポートの締めとしたいと思います。

#### 1 2010年の「横浜宣言」と運用実態

2000年(平成12年)の成年後見制度スタートから10年経た2010年10月、横浜で開催された第1回成年後見法学会において「横浜宣言」が世界に向けて発せられ、その中に「日本の課題」も提言されました。そこでは、当時の現状を踏まえて成年後見の本来の3つの理念に根ざした法改正と制度運用の改善等を求めており、この「横浜宣言」の理念の実現が利用促進法の起点となっています。

このような利用促進法の核心は、既存の制度利用促進に尽きるのではなく、成年後見制度の本来の理念に沿うよう根本的に改めた上で、その利用促進を図ろうとするもの。

これを念頭に現在の制度運用実態(平成27年末時点)をみると、「自己決定権の尊重」にふさわしい任意後見と補助類型の利用が低迷しており(利用者合計19万1335人の内、2245人/約11.1%と8754人/約4.5%)、利用を極力回避すべきである後見が偏重され(15万2681人/全体の約79.7%)、これは近時の国際潮流に逆行する傾向である旨の指摘もあります(新井誠「実践/成年後見No.63」p5、括弧内データは最高裁家庭局報告を筆者記載)。

また、家裁の審判状況を見ても、鑑定実施率約9.6%(←5年前約21.6%)と低く、鑑定省略・本人面接省略の傾向もあるようで、個々の対象者に即した適正な類型審判が行われているか注視したいところです。

他方、首長申立5993件(全体の約17.3%、東京家裁管内998件←104件約11.6%増)は、地方自治体の前向きな取り組みが注目です。

※なお、郵便物の管理等や死後事務に関し定めた民法等一部改正法は、「成年後見人は」との規定だけで、保佐人・補助人については規定されていない点、被保佐人・被補助人の場合、現在の実務慣行にどう影響するか、懸念されます。

#### 2 今後の展望

成年後見が必要な者を「社会全体で支え合うことが、高齢化社会における喫緊の課題」と宣言する利用促進法、その11条に定める11項目(制度の理念尊重からの1~6号、地域の需要に対応からの7~9号、体制の整備からの10・11号)の基本方針をどう実現していくか。障害者団体等からの懸念表明も含め、様々な見解が主張されている状況もあり、その実現は決して容易ではないようです。

それでも、2025年には700万人以上の、高齢者の5人に一人が認知症と予測される現実も迫っています。

このような現実を前にすれば、重大な決意をもって成年後見制度の改革に取り組む真摯な姿勢が何よりも問われている(新井誠、前出p11)と言われ、利用促進法等の成立はゴールではなく、スタートにすぎないと誰もが認めるところです。

#### 3 最後に

利用促進法における「成年後見等実施機関」である私たちヒルフェとしては、とりわけ家庭裁判所、行政機関・地方公共団体、民間との三位一体による体制整備の基本理念(3条3項)の下、地方公共団体は施策の実施に当たっては、特に、管轄家庭裁判所・関係機関、成年後見等実施機関等との適切な連携を図るよう留意(8条2項)とある点に着目し、今後の成年後見活動の取り組みに格段の進展を期したいものと思われまふ。(終り)  
(理事 高橋進)

